

食事の支給の取扱いについて

～ 食事の現物給与を非課税とする方法～

食事代は本来各個人がそれぞれ支出すべきものです。そのため、使用者から無料又は低い価額で食事の供与を受けた場合には、その使用人はその食事のために支出すべき金銭を支出しないで済んだという経済的利益を受けたことになるので、現物給与として課税されるべきであるという考え方もあります。

しかし食事の現物給与については、使用者が福利厚生施策の一環として食堂等を設けて食事を提供する事が広く行われており、従業員等に対する福利厚生的な性質を有していることから、一定の要件に該当する場合には、食事の支給による経済的利益はないものとして取り扱われます。

では、役員や使用人に対して支給する食事について課税されないためには、どのようにすればいいのか？

まず

食事の価額の 50%以上を役員又は使用人が負担すること

かつ

使用者が負担した金額が 3,500 円以下(消費税抜きの金額)であること

この要件を満たしている場合には、課税されません。

したがって次のような場合には、それぞれに掲げる金額が給与として課税されることになります。

- (イ) 徴収している食事の対価の額が、その食事の価額の 50%相当額未満である場合・・・
その食事の価額からその食事の対価として徴収している額を控除した残額が課税されます。
- (ロ) 徴収している食事の対価の額は、その食事の価額の 50%相当額以上であるが、その食事の価額から、その徴収している対価の額を控除した残額が月額 3,500 円(消費税抜きの金額)を超える場合・・・
その食事の価額からその食事の対価として徴収している額を控除した残額が課税されます。

(注) 給与として課税される場合は、消費税等を含んだ金額が給与の収入金額とされますが、「使用者の負担額が月額 3,500 円以下」であるかどうかは、消費税抜きの金額で判定します。

< 具体例 >

図 1 (別紙)

食事の評価

使用者が支給する食事の価額は、その支給時の価額(時価)により評価するのが建前となっています。そのため、使用者が自己の食堂施設等において調理して支給する食事についても、材料等に要する直接費の額だけでなく、水道光熱費や調理に従事する者の給料又は設備の減価償却費などの間接費を含めて評価しなければなりません。しかし、これらの間接費を含めた原価計算をすることは、過重な負担となることから、材料等の仕入高の記録と在庫管理とによって比較的容易に計算できるように、その食事の材料等に要する直接費相当額により評価することとしています。

これに対し、飲食店から取寄せて支給する食事については、その購入価額が時価そのものであり、また、その食事の材料等に要する直接費の額も明らかではありませんので、その個購入価額により評価することとしています。

以上のことから、使用者が役員又は使用人に対して支給する食事については、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる金額により評価することになります。

区分	評価額
使用者が調理して支給する食事 (社員食堂など)	その食事の材料費や調味料など食事を作るために直接かかった費用の合計額に相当する金額
使用者が購入して支給する食事 (仕出し弁当の取り寄せなど)	その食事の購入価格に相当する金額

残業者に支給する夜食代

使用者が、残業又は、宿日直をした者(その者の通常の勤務時間外における勤務としてこれらの勤務を行った者に限られます。)に対し、これらの勤務をすることにより支給する食事については、課税しなくて差し支えないこととされています。

残業者等に支給する食事を非課税としているのは、通常の勤務時間以外における勤務によって支給を受けるものであり、これらの勤務に伴う実費弁証的な性質を有している点を考慮していることによるものです。

そのため、食事の回数の多少にかかわらず課税されません。

なお、この取り扱いの対象となる者は、本来の勤務時間以外における勤務として残業等を行った者に限られており、夜勤を本来の職務とする者がその勤務に伴い食事の支給を受けた場合には、その食事の支給による経済的利益の額は給与として課税されることとなります。

深夜勤務者に夜食に代えて支給する金銭

現金で食事代の補助をする場合には、深夜勤務者に夜食の支給ができないために1食当たり300円(税抜き)以下の金額を支給する場合には、課税しなくて差し支えないこととされています。

それ以外の場合には、補助をする全額が給与として課税されます。